

香川県広域水道企業団個人情報保護審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年4月11日

香川県広域水道企業団企業長 池 田 豊 人

香川県広域水道企業団規則第7号

香川県広域水道企業団個人情報保護審議会規則の一部を改正する規則

香川県広域水道企業団個人情報保護審議会規則（平成29年香川県広域水道企業団規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>香川県広域水道企業団個人情報保護条例（令和5年香川県広域水道企業団条例第2号）第10条</u>の規定に基づき、香川県広域水道企業団個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>香川県広域水道企業団個人情報保護条例（平成29年香川県広域水道企業団条例第3号）第53条</u>の規定に基づき、香川県広域水道企業団個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。